

豊中共創棟B コモンスペース使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大阪大学豊中共創棟B コモンスペース（以下「本施設」という。）の使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本施設は、大阪大学（以下「本学」という。）の学生・教職員の交流・連携・協働を促すなど、多様な交わりによって、共創を育成する場とすることを目的とする。

（スペース）

第3条 本施設に、次のスペースを置く。

- (1) 1階 カフェスペース
- (2) 1～2階 レセプションステップ
- (3) 2階 パブリックスペース
- (4) 2階 プレゼンテーションスペース
- (5) 2階 イノベーターズクラブ用スペース
- (6) 2階 個別ブース
- (7) 2階 プライベートスペース
- (8) 2階 ソーシャルスペース

（管理運営）

第4条 本施設の運営に関する管理者（以下「管理者」という。）は、学生生活委員会委員長とする。

（施設の使用）

第5条 第3条各号に掲げるスペースは、次の用途に使用することができる。

- (1) 学生の学修、交流・連携・協働に資する活動、課外活動等
- (2) 教職員の教育研究活動、交流・連携・協働に資する活動、業務関連活動等
- (3) 本学が主催する会議、行事等
- (4) 学術研究を目的とした講演会、研究会等
- (5) その他管理者が適当と認めるもの

（使用者の範囲）

第6条 本施設を使用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) その他管理者が適当と認めた者

(事務)

第7条 本施設に関する事務は、教育・学生支援部学生・キャリア支援課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本施設の利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 7年 4月 9日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8年 1月 14日から施行する。